

## i D C サービス約款

株式会社 イーツ

iD Cサービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
------------	--------------	-------------------------------

## 目 次

第1節	総則	3
第1条	(約款の適用)	3
第2条	(協議)	3
第3条	(約款の変更)	3
第4条	(iD Cサービスの種類)	3
第2節	申込みおよびその承諾等	5
第5条	(利用申込み)	5
第6条	(利用契約の承諾等)	5
第7条	(利用契約の締結)	5
第8条	(利用開始日)	5
第9条	(契約内容の変更等)	5
第3節	権利の譲渡及び地位の承継等	6
第10条	(権利の譲渡)	6
第11条	(契約事項の変更の届出)	6
第4節	本サービスの停止及び利用契約の解約等	7
第12条	(サービス提供の停止)	7
第13条	(サービス提供の中止)	7
第14条	(非常時における利用の制限)	7
第15条	(サービスの廃止)	7
第16条	(即時解除)	8
第17条	(契約期間)	8
第18条	(契約者が行う利用契約の解約)	8
第5節	契約者の義務等	9
第19条	(禁止事項)	9
第20条	(第三者に対するサービスの提供)	9
第21条	(当社データセンターの利用)	9
第22条	(契約者への通知等)	9
第23条	(初期費用の支払義務)	9
第24条	(月額利用料の支払義務)	10
第25条	(月額利用料の請求及び支払)	10
第26条	(解約料の支払義務)	10
第27条	(料金の返還)	10
第28条	(遅延損害金)	11
第6節	情報の取扱い	12
第29条	(機密保持)	12

iD C サービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
-------------	--------------	-------------------------------

第30条	(契約者情報の登録・開示)	12
第31条	(個人情報)	12
第32条	(契約者のデータの権利)	12
第7節	損害賠償	13
第33条	(損害賠償)	13
第34条	(賠償請求限度額)	13
第35条	(免責)	13
第36条	(不可抗力)	13
第8節	雑則	14
第37条	(端数処理)	14
第38条	(消費税)	14
第39条	(合意管轄裁判所)	14

iDCサービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
-----------	--------------	-------------------------------

## 第1節 総則

### 第1条 (約款の適用)

1. 株式会社イーツ（以下、「当社」といいます。）は、「iDCサービス約款」（以下「本約款」といいます。）に基づき契約（以下、その契約を「利用契約」、および当社と利用契約を締結した者を「契約者」、契約者が利用を認めた者を「利用者」といいます。）を締結の上、第4条に記載するサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第2条 (協議)

1. 本約款に定めのない事項については、当社と契約者との協議によって定めるものとします。
2. 本約款以外に個別契約の定めがある場合には、個別契約を優先するものとします。

### 第3条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することがあります。利用契約の内容は、変更後の約款によります。
2. 当社は、本約款を変更する場合は、事前にその内容について、当該変更により影響を受けることとなる契約者に当社が定める方法にて通知又は公表します。

### 第4条 (iDCサービスの種類)

1. 当社のiDCサービスには、以下の種類があります。

#### (1) ハウジングサービス

当社データセンター（端末設備収容架・空調・電源設備等を備えた場所であって、インターネットに接続するための電気通信設備を備えた当社の設備）内に契約者専用のサーバーラックを設置し、サーバ運営に必要な回線・電源等を提供するサービスです。（※マネージドサービスオプションもご利用いただけます）

#### (2) ホスティングサービス

当社データセンター内に契約者専用または共有のサーバをご用意し、契約者が独自ドメインにてウェブサーバやメールサーバ等のインターネットサービスを行うために必要なリソースを提供するサービスです。（※マネージドサービスオプションもご利用いただけます）

#### (3) マネージドサービス

イーツのマネージドサービスの基本は監視サービス、運用サービス、作業サービスから構成されます。これらをイーツデータセンター内に限定せず、契約者に提供するサービスです。

2. 第1項に定める各サービスの内容は、本約款別表1「ご利用サービス内容」に記載された通りとします。

iD C サービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
-------------	--------------	-------------------------------

3. 当社は、第1項に定めのない新規サービスを行うことがあります。その場合には、特に定めがない限り本約款を適用するものとし、その内容は別表に記載するものとします。

iD Cサービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
------------	--------------	-------------------------------

## 第2節 申込みおよびその承諾等

### 第5条 (利用申込み)

1. 当社が提供する、本サービスの利用申込み（以下「利用申込」といいます。）は、当社所定のサービス申込書に定める事項を記載して当社に提出する事により行うものとします。

### 第6条 (利用契約の承諾等)

1. 当社は、本サービスの利用申込があった場合は、これを承諾するものとします。但し、次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾しない、もしくは承諾を取り消すことができます。
  - (1) 当社が、利用申込に係わる本サービスの提供又は本サービスに係わる装置の保守が、技術上困難と判断した場合。
  - (2) 申込者が、本サービスに係る契約上の義務を怠るおそれがある場合。
  - (3) 利用申込書の内容に虚偽の事実を記載した場合。
  - (4) 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認める場合。
  - (5) 申込者またはその役員が、前科前歴を有することが判明した場合。
  - (6) その他、当社が申込みを承諾することが相当でないと認める場合。
2. 当社は、前項各号により利用申込を承諾しない場合、もしくは承諾を取り消す場合は、申込者に対し速やかに通知するものとします。通知は申込者の届け出た住所、メールアドレス、ファックス番号、電話番号のいずれかに対して行なうものとします。

### 第7条 (利用契約の締結)

1. 利用契約の締結は、利用申込の承諾をもって行われるものとします。

### 第8条 (利用開始日)

1. 本サービスの提供は、利用契約が締結され、当社と契約者にて協議の上定められた日を利用サービスの提供日とし課金開始日とします。

### 第9条 (契約内容の変更等)

1. 契約者は、利用契約の内容を変更したい場合、同一種類のサービス内においてのみ当社所定の書面を提出することにより、申込みことができます。
2. 当社は、契約者より前項の申し出があった場合は、第6条（利用契約の承諾等）、第7条（利用契約の締結）の規定に準じて取り扱います。
3. 変更後の利用サービスの提供日は、第8条の規定に準じて取り扱います。

iD C サービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
-------------	--------------	-------------------------------

### 第3節 権利の譲渡及び地位の承継等

#### 第10条 (権利の譲渡)

1. 契約者は、利用契約に基づき本サービスの提供を受ける権利、その他利用契約に係わる一切の権利を第三者に譲渡、担保提供等することはできません。

#### 第11条 (契約事項の変更の届出)

1. 契約者は、利用申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに書面にて当社に届け出るものとします。
2. 契約者である法人に合併、業務分割、業務譲渡等あった場合は、合併後に存続する法人もしくは合併により設立された法人は契約者の地位を承継し、当社の契約者とします。
3. 前項の規定に基づいて契約者となった法人は、その事実を証明する書類を添えて、承継の日より30日以内にその旨を当社に届けるものとします。
4. 当社は、第1項の変更の届出が遅れたことおよび届出を怠ったことにより契約者が蒙った如何なる損害についても一切の責任を負わないものとし、同届出が遅れたことおよび届出を怠ったことにより当社からの通知等が到着しなかったとしても、当該通知が通常契約者に到達したはずであった時点において到達したものとみなすことができるものとします。
5. 当社は、第2項の届出があった場合に、契約者の地位を承継した法人が第6条(利用契約の承諾等)第1項各号のいずれかに該当する場合は、同条第2項に基づくものとします。

iD Cサービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
------------	--------------	-------------------------------

## 第4節 本サービスの停止及び利用契約の解約等

### 第12条 (サービス提供の停止)

1. 当社は、契約者が次号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止する場合があります。
  - (1) 契約者が、支払うべき日を経過しても料金の支払を遅滞した場合。
  - (2) 契約者が、利用申込書に虚偽の事実を記載したことが判明した場合。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、本約款に違反する行為で、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又はその恐れがある行為を行ったと当社が認めた場合。
  - (4) 第6条1項規定事由が認められる場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止する場合には、あらかじめその理由、実施期日及び期間を当社が定める方法にて契約者へ通知します。但し 緊急を要する場合はこの限りではありません。

### 第13条 (サービス提供の中止)

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中止する場合があります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ない場合。
  - (2) 電気通信事業法第8条の規程に基づき、天災その他の非常事態が発生し、もしくはその恐れがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合。
  - (3) 登録電気通信事業者等が、電気通信サービスを停止もしくは中止した場合。
2. 当社は、前項の理由により本サービスの提供を中止する場合には、その理由、実施期日及び期間を契約者に対し事前に通知します。但し 緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項各号に基づき本サービスの提供を中止した場合に契約者が被った損害については、賠償の責任を負いません。

### 第14条 (非常時における利用の制限)

1. 当社は、天災、事変その他非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援活動その他秩序の維持に必要な事項を内容とする通信もしくはその他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱う為、当社サービスの利用を制限又は停止する処置を取ることが出来るものとします。

### 第15条 (サービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスの全てもしくは一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項によりサービスを廃止しようとする場合は、影響を受けることとなる契約者に対し、当社が定める方法にて事前に通知します。
3. 当社はサービス廃止に伴う損害賠償責任を負いません。

iD C サービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
-------------	--------------	-------------------------------

#### 第16条（即時解除）

1. 当社は、契約者が次の各号に該当する場合は、何ら通知・催告を要せず、即時に利用契約の全部又は一部を解除することが出来るものとします。
  - (1) 契約違反の事実があった場合もしくは法令又は公序良俗違反の行為があった場合。
  - (2) 警察、裁判所その他の公的機関による正当な手続きを経て本サービスの提供につき、停止命令が出された場合。
  - (3) 会社の経営基盤に重大な影響を及ぼすような差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立てがあった場合、又は租税滞納処分を受けた場合。
  - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあった場合又は裁判所の会社解散命令もしくは会社解散判決があった場合。
  - (5) 契約者が解散しようとした場合又は営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合。
  - (6) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となった場合。
  - (7) その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。
2. 契約者は、前項各号の何れかに該当したことにより利用契約を解除された場合は、当然に期限の利益を失い、料金等支払い債務その他一切の債務を直ちに履行しなければなりません。
3. 第1項各号の何れかに該当したことにより利用契約を解除した事により当社に損害が発生した場合は、当社は契約者に対し賠償を請求することが出来るものとします。
4. 当社が利用契約を解除し、かつ当該解除の時点が利用契約期間中である場合、残余の期間にかかる料金は、当社の損害額の一部とみなします。

#### 第17条（契約期間）

1. 利用契約の最低契約期間は、特に定めがない限り、利用開始日から1ヶ月とします。

#### 第18条（契約者が行う利用契約の解約）

1. 契約者が利用契約を解約する場合には、特に定めがない限り、解約希望日の14日前までに解約する旨の書面を当社に到達することにより、利用契約を解約することができます。
2. 前項の解約の意思表示がなされない限り、利用契約は特に定めがない限り1ヶ月ごとに自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

iDCサービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
-----------	--------------	-------------------------------

## 第5節 契約者の義務等

### 第19条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為をおこなってはなりません。
  - (1) 当社もしくは第三者のプライバシー権・肖像権等の権利を侵害する行為、著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、
  - (2) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為
  - (3) 公序良俗に反する行為
  - (4) 犯罪行為又は犯罪の恐れがある行為
  - (5) 当社のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為
  - (6) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為
  - (7) 当社又は本サービスの運営を妨げ、又は当社の信用を毀損する行為
  - (8) 法令に違反する行為
  - (9) その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

### 第20条（第三者に対するサービスの提供）

1. 契約者が、本サービスを利用して、第三者にサービス提供する場合は、契約者の責任をもって第三者に当該サービスの利用を許可し、本約款を遵守させるものとします。
2. 契約者と第三者の間に損害及び紛争等が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第21条（当社データセンターの利用）

1. 契約者は、当社データセンターの利用に際しては、「別表2 データセンター利用規約」を遵守するものとします。

### 第22条（契約者への通知等）

1. 本約款に基づき当社が契約者に対して行う通知、その他連絡（以下「通知等」といいます。）は、契約者が当社に届け出ている連絡先に宛てて行うものとします。
2. 前項の連絡先に変更がある場合において、契約者が当社に対して該当連絡先の変更に関する届出を怠ったことにより、契約者に通知等が到達しなかったとしても、当該通知が通常契約者に到達したはずであった時点において到達したものとみなされます。

### 第23条（初期費用の支払義務）

1. 契約者は、当社が利用申込を承諾した場合で初期費用が発生する場合には、当社が指定した支払期日までに当社と契約者との協議の上合意した支払方法にて初期費用を支払わなければなりません。

iD Cサービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
------------	--------------	-------------------------------

#### 第24条（月額利用料の支払義務）

1. 契約者は、利用サービスの提供日から契約の解約又は終了までの期間、当社に利用サービスの月額利用料を支払うものとします。
2. 公租公課の変動、経済情勢の変化により、当社は利用料金を改定することができるものとします。
3. 契約者は、第12条（サービス提供の停止）の規定により利用サービスの提供が停止されている期間の月額利用料についても、前項の支払義務を免れることはできません。

#### 第25条（月額利用料の請求及び支払）

1. 当社は、当社が定める方法により、初期費用もしくは月額利用料を契約者に請求します。
2. 前項の定めにより初期費用もしくは月額利用料の請求を受けた契約者は、当社が指定した支払期日までに当社と契約者との協議の上合意した支払方法にてその月額利用料を支払うものとします。

#### 第26条（解約料の支払義務）

1. 本サービスにかかる契約者は、契約期間の満了前に第16条（即時解除）又は第18条（契約者が行う利用契約の解約）の規定により当該サービス契約の解約を行った場合は、別段定めのない限り、その残余の期間に対する料金を当社が定める方法及び期日までに支払わなければなりません。ただし、第15条（サービスの廃止）による解約の場合、その限りではありません。
2. 契約者は、契約期間の満了前に契約内容の変更の規定により当該サービスの変更をおこなった場合において、変更前の利用料金から変更後の利用料金を控除し、差額がある場合、その残余期間に対応した利用料金を当社が定める方法及び期日までに支払わなければなりません。
3. 契約者は、本サービスの利用申込を行い当社の承諾後、当社と契約者との協議にて定められた当該サービスの提供日までに、契約者より利用契約の解約の申し入れがあった場合、当該サービスの提供の為、当社が負担した全ての費用を当社が定める方法及び期日までに支払わなければなりません。

#### 第27条（料金の返還）

1. 契約者が最低利用契約期間の満了を待たずに利用契約の解約の申し入れをおこなった場合、契約期間満了までの月額利用料は返還しないものとします。ただし、第15条（サービスの廃止）による解約の場合、その限りではありません。
2. 契約者が本サービスへの利用申込を行い当社の承諾後においては、如何なる事由においても、初期費用の返還はしないものとします。
3. 契約者が当社と合意のもと契約期間内における全月分の月額利用料を一括支払いした場合において、契約者が契約期間の満了を待たずに利用契約の解約の申し入れをおこなった場合、契約期間の残余月の月額利用料は返還しないものとします。ただし、第15条（サービスの廃止）による解約の場合、その限りではありません。

iD C サービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
-------------	--------------	-------------------------------

## 第28条（遅延損害金）

1. 契約者は、料金等、割増金又は違約金を請求書に指定する支払期日までに支払わない場合は、支払期日の翌日から起算して支払の日までの期間について、未払額に対し年14.5%の割合で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

iD C サービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
-------------	--------------	-------------------------------

## 第6節 情報の取扱い

### 第29条 (機密保持)

1. 当社は、利用契約の履行に際して知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密および利用者の秘密を含みます。）を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存し、第三者に漏洩しないものとします。
2. 当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が満たされた場合には、当該開示請求の範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

### 第30条 (契約者情報の登録・開示)

1. 当社は本サービスの利用契約の締結後、契約者の氏名又は商号等の情報を当社顧客リストに登録します。
2. 契約者は、当社に公的機関より正当な要求があった場合、前項の顧客リストの登録内容及び契約内容等が公的機関に開示されることに同意したものとみなします。

### 第31条 (個人情報)

1. 当社は、個人情報の重要性を認識し、関係法令および当社の個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報を取り扱います。但し、契約者が本サービスを利用して個人情報取扱事業者として収集した個人情報をサーバ内に預託した場合には、契約者が唯一かつ排他的なコントロールを有するものであり、当社は個人情報保護法に基づく責任を負いません。

### 第32条 (契約者のデータの権利)

1. 契約者のデータに関する著作権を含む権利は、契約者に帰属するものとします。但し、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとします。
2. 当社は、契約者のデータが著作権を含む第三者の権利を侵害した場合、その行為及びその結果に対し、一切の責任を負わないものとします。

iD Cサービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
------------	--------------	-------------------------------

## 第7節 損害賠償

### 第33条（損害賠償）

1. 契約者は、本サービスの提供を受けるに際し、当社の責めに帰すべき事由により経済的損害を被った場合、通常生ずべき損害の範囲内に限り、その損害の賠償を請求出来るものとします。
2. 契約者または利用者、および第20条（第三者に対するサービスの提供）に該当する第三者による本約款に違反する行為により、当社に損害を与えた場合、契約者は当社に対し、その損害を賠償するものとします。

### 第34条（賠償請求限度額）

1. 契約者の経済的損害に対する賠償請求限度額は、当社が本サービスに損害保険を付保し、当社が損害保険会社と交わす損害保険契約において補償される範囲内に限り、損害の賠償を請求することが出来るものとします。但し、その賠償請求金額が、別途定める「イーツデータセンターサービス品質保証」の規程で定める減額より少ない場合は、本条項に基づいて別途損害の賠償を請求することはできません。

### 第35条（免責）

1. 当社は、第13条（サービス提供の中止）、第16条（即時解除）、第36条（不可抗力）の場合において、契約者が本サービスの利用に関して被った損害について賠償の責任を負いません。

### 第36条（不可抗力）

1. 当社及び契約者のいずれも、天災、地震、火事、労働紛争、騒乱、伝染病、法令の変更、政府、関連省庁もしくは地方自治体による規制、指示その他の指導又は不可抗力に基づく場合、利用契約上の責務の不履行又は遅延が発生する場合があります。

iD C サービス約款	文書番号：CON-005	制定：2006/07/01 改訂：2010/9/17
-------------	--------------	-------------------------------

## 第 8 節 雑則

### 第 37 条 (端数処理)

1. この約款に基づき金額の計算をした場合に、その計算により算定された金額に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てとします。

### 第 38 条 (消費税)

1. 契約者が当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により、当該支払いについて消費税が賦課されるものとされる場合は、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

### 第 39 条 (合意管轄裁判所)

1. 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。